

事務連絡

令和2年4月8日

一般社団法人全国居住支援法人協議会 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
国土交通省住宅局安心居住推進課

### 住居を失うおそれが生じている方への支援について

平素より、厚生労働行政及び国土交通行政の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要です。

このため、本日、住居確保給付金の支給の対象拡大の予定について別添1のとおり「住宅確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を发出しております。

本事務連絡は、福祉事務所設置自治体及び自立相談支援機関に対し、生活困窮者自立支援法施行規則の改正内容、改正後の施行に係る留意事項及び体制の整備等について示したものであり、今後、住居確保給付金を含め家計管理の困難や公共料金や税等の滞納、就職に向けた活動がうまくいっていないなど、様々な課題を抱えている方からの自立相談支援機関へのご相談が増加することが見込まれます。

つきましては、貴協議会所属の居住支援法人におかれては、居住支援協議会及び地方公共団体の生活困窮者自立支援制度主管部局や住宅担当部局等とも連携のうえ、拡充された住居確保給付金を活用する等、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただきますようお願い致します。

なお、都道府県住宅担当部局に対しては別添2のとおり、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては別添3のとおり、別途周知していることを申し添えます。

#### 【送付先一覧】

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会     | (公社) 全日本不動産協会       |
| (一社) 全国住宅産業協会       | (一社) 不動産流通経営協会      |
| (一社) 不動産協会          |                     |

(参考1)

- ・令和2年3月9日  
(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)  
「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」  
就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方へ住居確保給付金の活用及び自立相談支援について周知

(参考2)

- ・令和2年3月10日  
(厚生労働省社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)  
「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」  
自治体に対して住まいに困窮する方から相談があった場合には、自立相談支援機関の紹介や適切な生活保護を実施するよう依頼

(参考3)

- ・令和2年3月11日  
(国土交通省住宅局住宅総合整備課、安心居住推進課事務連絡)  
「新型コロナウイルス感染防止等に関連し住まいに困窮する方への支援について」  
自治体に対して住まいに困窮する方から相談があった場合には、適切な支援を行うよう依頼

(参考4)

- ・令和2年4月2日  
(国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課事務連絡)  
「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」  
民間賃貸住宅に居住しており、生活に困窮している方に対しては、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応及び自立相談支援機関や住居確保給付金の紹介を賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対して依頼

(参考5)

- ・令和2年4月3日  
(厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡)

「民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付金等の相談があった場合の適切な対応について」

自治体に対して住居確保給付金等の相談があった場合には適切に申請に結びつけるなど必要な支援を依頼

(参考6)

・令和2年4月3日

(国土交通省住宅局住宅総合整備課長事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（情報提供等）」

自治体に対して住居確保給付金等の相談があった場合には、生活に困窮している方に対する支援にあたって生活困窮者自立支援制度主管部局と連携することを依頼

令和2年4月7日  
事務連絡

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課生活困窮者自立支援室

住居確保給付金の支給対象の拡大に係る  
生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく住居確保給付金については、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要です。

このため、住居確保給付金について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）を一部改正し、令和2年4月20日から施行し、支給の対象を拡大することを予定しております。

住居確保給付金の相談に訪れた方の中には、単に住まいに関する課題のみではなく、家計管理の困難や公共料金や税等の滞納、就職に向けた活動がうまくいっていないなど、様々な課題を抱えていることも考えられます。自立相談支援機関では、相談者のニーズや課題を踏まえた包括的な支援を実施する観点から、住まいに限らない現在のお悩みや不安についても伺い、就労準備支援事業、家計改善支援事業、一時生活支援事業なども積極的に活用しながら、本人に寄り添った支援を推進していただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を行っていただくとともに、自治体及び自立相談支援機関（以下「自治体等」という。）におかれては、施行を見据えた体制の充実・強化を進め、確実な施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、この事務連絡の内容については、国土交通省から地方自治体の住宅部局や賃貸住宅関係団体・不動産関連団体へ周知されるので、住宅部局などと連携して対応を進めていただくようお願いします。

記

一 改正内容

住居確保給付金の支給対象者について、これまで離職又は廃業した日から2年を経過していない方としていたところ、それに加えて、給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある方も支給対象に含めるとともに、所要の経費を令和2年度補正予算案に計上しています。

## 二 改正に係る申請の受付準備等について

今般、改正予定の省令案等をお示いたしますので、自治体等においては、令和2年4月20日からの施行、申請の受付開始に向けて、本日から施行日までの間において、以下の対応をお願いします。

- ・ 関連例規の整備など庁内における準備の推進
- ・ 申請様式及び記載例の事前配布や、対象要件・必要書類の教示など積極的な周知
- ・ 相談者が施行日以後速やかに申請できるように丁寧な説明等きめ細かな対応の推進
- ・ 施行日以後できる限り速やかに支給決定ができるような体制の強化の検討

なお、補正予算が執行可能となるまでの間における住居確保給付金に要する費用については、当面の間、令和2年度当初予算により対応をお願いいたします。

## 三 申請時の公共職業安定所への登録について

支給に際して満たすことが求められる求職活動の要件については、3月9日事務連絡で一部緩和したところですが、更に、今般の新型コロナウイルスの状況等を踏まえ、公共職業安定所に対する求職の申し込みについて、当面の間、インターネットでの仮登録をもって正式な求職の申し込みと見なし、仮登録日及び仮登録番号を確認して、住居確保給付金の申請を受理していただくようお願いいたします。

## 四 現行の取扱いの周知について

住居確保給付金の対象者については、雇用契約によらず、開業にかかる公的な許可・届出等のない就労形態である、いわゆるフリーランスの方について、これまでも運用において個別の状況に応じて支給を行ってきたところですが、本改正により、休業等により給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由、当該個人の都合によらないで減少し、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況にある場合は申請が認められることとなりますので、改めて周知いたします。

また、離職等から2年以内の方という住居確保給付金の対象者については、申請日において離職・廃業中であることを求めるものではなく、例えば、2年以内に離職した方が、離職後に生計を維持するためにアルバイト等で収入を得ている場合など、現在就労していても、2年以内の離職等を契機として経済的な困窮状態が継続している方であれば、申請日の属する月の所得が収入基準額を下回る等要件を満たすと申請が可能となります。

で、この点も改めて周知いたします。

## 五 一時生活支援事業の活用等について

住居確保給付金の活用に加え、住居を失った方で、当面の生活に困窮している方については、一時生活支援事業の枠組みの中で、自治体等が運営する自立支援センターや宿泊施設を借り上げたシェルター等を活用し、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の提供をしながら、個人の状況に応じた就労や住まいの確保を支援するなど自立した生活を目指すことが必要です。この一時生活支援事業を未実施の自治体でも新たにこの事業を活用して、庁内の関係部局とも連携しつつ、協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所の供与や衣食を提供する取り組みを積極的に進めていただきますようお願いいたします。

併せて、令和元年度に施行された地域居住支援事業を活用し、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関連団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集する、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなどの取組を進め、必要な方に住居に関する情報を提供することに努めていただきますようお願いいたします。

## 六 自立相談支援機関の体制整備について

今後、住居確保給付金の相談や申込が増加すること、これを契機に継続的な支援を行う対象者が増加することが見込まれる中、相談窓口である自立相談支援機関の体制を強化する必要があります。体制強化が行われることにより、本人に寄り添った、よりきめ細かな支援の提供も期待できるところです。

住居確保給付金の支給事務を行う各自治体においては、自立相談支援機関と協議の上、以下の例を参考として、必要な体制強化をお願いいたします。

特に、施行日である4月20日の前後には、多くの相談が見込まれることから、市の本庁等の職員が応援に入り、相談支援のサポートや誘導業務を行う、また、専用会場を設けるなど、特段の配慮をお願いいたします。

(体制拡充の例)

- 相談支援員等の新規雇用
- 事務員や事務補助員の新規雇用による相談支援員等の相談業務への集中化
- 定期報告物や不要不急の事務作業等の期限の延期による相談業務への集中化
- 居住支援協議会等との連携による住まいに係る相談のサポート強化

なお、このための体制整備に係る経費は、生活困窮者自立相談支援事業等負担金の国庫補助の対象となります。また自立相談支援機関にアウトリーチ支援員を配置してアウトリーチの充実や土日祝日や時間外の相談の実施等相談へのアクセス向上等の取組を実施

する場合には、一定の要件で、「アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業」（補助率10/10）を活用できる場合があります。これらについて必要な経費を措置していただきますようお願いいたします。

以上

(参考)

- 令和2年3月9日（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室）  
「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の活用について」  
就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方へ住居確保給付金の活用及び自立相談支援について周知
  
- 令和2年4月2日（国土交通省住宅局住宅総合整備課、土地・建設産業局不動産課事務連絡）  
「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」  
民間賃貸住宅に居住しており、生活に困窮している方に対しては、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応及び自立相談支援機関や住居確保給付金の紹介を賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対して依頼
  
- 令和2年4月3日（厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）  
「民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付金等の相談があった場合の適切な対応について」  
自治体に対して住居確保給付金等の相談があった場合には適切に申請に結びつけるなど必要な支援を依頼



○厚生労働省令第 号

生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第三項及び第六条第一項の規定に基づき、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令

生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

改正前

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 事業を行う個人が当該事業を廃止した場合

二 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は前号の場合と同等程度の場合

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していない者

ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月において、第三条第二号に規定する状況にある者

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者であること。

イ 離職の場合又は第三条第一号に規定する場合、離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していた者

ロ 第三条第二号に規定する場合、申請日の属する月においてその属する世帯の生計を主として維持している者

(法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由)

第三条 法第三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事由は、事業を行う個人が当該事業を廃止した場合とする。

(法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者)

第十条 法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条、次条及び第十二条第一項において「申請日」という。)において、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して二年を経過していないものであること。

二 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。

三  
五  
(略)

三  
五  
(略)

様式第一号（表面）を次のように改める。



## 生活困窮者住居確保給付金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成・令和	年	月	日	満( )歳
③電話番号			④性別	男・女	

申立事項	⑤次の(1)又は(2)の場合であること(いずれか該当する方に記載)				
	(1)離職等の場合				
	離職等の時期				
	離職等した事業所				
	(2)第3条第2号に規定する場合				
	給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況				
	⑥離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること				
	離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況				
	⑦次の(1)又は(2)のいずれかに該当していること(いずれか該当する方に記載)				
	(1)住居を喪失していること				
住居を喪失した時期					
喪失した住居の住所					
現在の状況					
(2)住居を喪失するおそれがあること					
現在の住所					
住居の家主等					
喪失するおそれのある住居の家賃額					
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等					
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること					
フリガナ					
氏名					合計
続柄	本人				
性別					
生年月日					
収入(月額)	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円
※申請日の属する月の収入(月額)が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。					

上記の申立事項に相違なく、生活困窮者自立支援法施行規則(以下「則」という。)第13条の規定により、必要書類を添えて生活困窮者住居確保給付金(以下「住居確保給付金」という。)の支給を申請します。

私の個人情報、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、則第4条第1項第2号に規定する都道府県等、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

令和 年 月 日

都道府県等の長殿

申請者氏名

記名押印又は署名

印

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

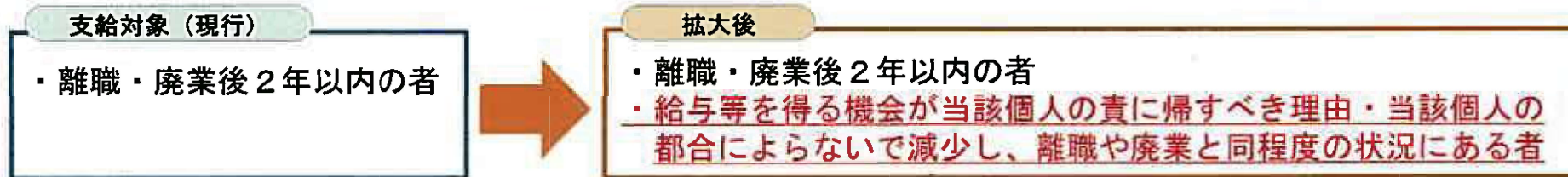
第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に  
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが  
ができる。

# 住居を失うおそれのある困窮者への支援の拡充(住居確保給付金の対象範囲の拡大)

令和2年度 補正予算案: 27億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている者に対して、住居確保給付金を支給できることとする。(省令改正)



【実施主体】 都道府県・市・区等 (福祉事務所設置自治体)

【補助率】 3/4

- 【支給要件】
- 収入要件：世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+家賃額 (住宅扶助特別基準額が上限) を超えないこと  
(東京都特別区の目安) 単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円
  - 資産要件：世帯の預貯金の合計額が、以下を超えないこと (但し100万円を超えない額)  
(東京都特別区の目安) 単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円
  - 求職活動等要件：誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

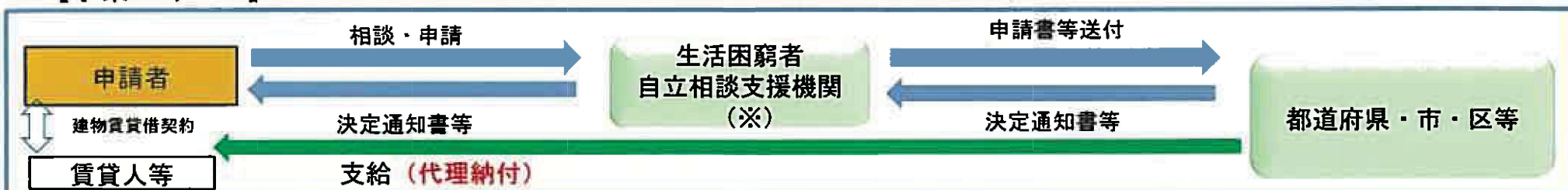
等

【支給額】 (東京都特別区の目安) 単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月 (求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能 (最長9か月まで))

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】



※ 住宅、仕事、生活などの相談窓口。自治体が直営又は委託 (社会福祉法人、NPO等) で運営。全国905福祉事務所設置自治体で1,317箇所の設置

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、  
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

## お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

〇〇市町村では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話を聞かせ下さい。



### お問合せ先

●●●●●●●● (※自立相談支援機関の窓口名称)

電話：●●●●●●●●●●●●●●

受付時間：(月～金曜日 9:00～17:00 等)

住所、地図等



# 住居確保給付金のご案内

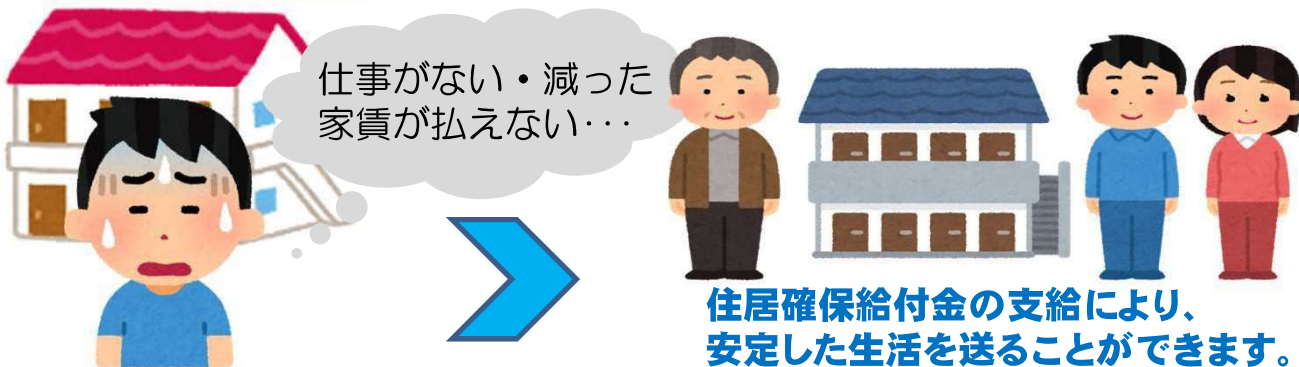
**令和2年4月20日から対象者が拡がります**

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

**これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方**

**令和2年4月20日以降**

**離職・廃業から2年以内または休業等により  
収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方**



## 主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄													
離職・廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>													
資産が一定額以内、かつ、収入基準額（※）を超える収入を得ていませんか？ ※〇〇市の場合 (単位：万円)	<input type="checkbox"/>													
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>収入基準額（月額）</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			単身世帯	2人世帯	3人世帯	収入基準額（月額）				支給家賃額（上限額）				
		単身世帯	2人世帯	3人世帯										
収入基準額（月額）														
支給家賃額（上限額）														
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>													
ハローワークに求職の申し込みをしますか？	<input type="checkbox"/>													

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、表面の（自立相談支援機関名）に相談してください。

事務連絡

令和2年4月7日

各都道府県住宅担当部局 御中

国土交通省住宅局安心居住推進課  
住宅総合整備課

## 住居を失うおそれが生じている方への支援について

平素より、住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況の中では、休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大することが重要です。

このため、本日、住居確保給付金の支給の対象拡大の予定について厚生労働省から別添1のとおり「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴都道府県管内の居住支援協議会及び居住支援法人にこの旨周知いただくとともに、生活困窮者自立支援制度主管部局、居住支援協議会及び居住支援法人と連携のうえ、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報や、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅の情報等の提供に努めること等により、住まいに不安を抱える方からの相談への対応や、住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただきますようお願い致します。

また、セーフティネット住宅の家賃低廉化に対する支援について、住宅確保要配慮者の一時的な収入減等に対し一定の柔軟な対応を可能とする取扱を行うこととしましたので、地域における住宅確保要配慮者や賃貸人等のニーズを十分に踏まえた上で、当該制度の積極的な活用のご検討をお願い致します。

なお、以下送付先一覧に示す賃貸住宅関係団体及び不動産関連団体に対しては別添2のとおり、別途周知していることを申し添えます。

## 【送付先一覧】

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| (公社) 全国賃貸住宅経営者協会連合会 | (公社) 全国宅地建物取引業協会連合会 |
| (公財) 日本賃貸住宅管理協会     | (公社) 全日本不動産協会       |
| (一社) 全国住宅産業協会       | (一社) 不動産流通経営協会      |
| (一社) 不動産協会          |                     |

事務連絡

令和2年4月7日

賃貸住宅関係団体 御中

不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

## 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和2年4月2日付国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課事務連絡）において、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いしているところです。

今般、住居確保給付金の支給対象の拡大の予定について、別添1のとおり、厚生労働省から「住居確保給付金の支給対象の拡大に係る生活困窮者自立支援法施行規則の改正予定について」（令和2年4月7日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）が発出されております。

つきましては、貴団体の所属会員企業等の皆様に対して、この旨周知いただくようお願い申し上げます。

なお、各都道府県住宅担当部局に対しては、別添2のとおり、周知していることを申し添えます。

令和 2 年 3 月 9 日  
事 務 連 絡

都道府県  
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援法に基づく  
住居確保給付金の活用について

生活困窮者自立支援制度については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、「新型コロナウイルス感染防止等のための当面の生活困窮者自立支援制度における各事業の業務等における留意点について」（令和 2 年 2 月 25 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を発出したところですが、就労環境の変化等により収入の減少が懸念される生活に困窮する方に対する住居確保給付金の支給事務にあたっては、同事務連絡及び下記に留意して対応いただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）への周知を併せてお願いいたします。

記

- 一 住居確保給付金の年齢要件については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 22 号。令和 2 年 3 月 5 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行。）による改正後の「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成 27 年厚生労働省令第 16 号）（以下「改正施行規則」という。）により、現行の「申請日において 65 歳未満」から、令和 2 年 4 月 1 日支給決定日以降は当該要件を撤廃することとしている。4 月以降の支給事務を迅速に進めることが必要と考えられることから、自治体及び自立相談支援機関（以下「自治体等」という。）においては、本日以降、現在 65 歳以上の受給希望者からの申請に係る相談を積極的に受け付けていただきたい。

ただし、支給決定日は改正施行規則の施行日である令和 2 年 4 月 1 日以降とされたい。

- 二 生活困窮者自立支援法施行規則第 10 条第 3 項に基づく収入の算定にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援発 0329 第 12 号）において周知している通り、申請日の属する月の

収入が収入要件を超えている場合であっても、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして取り扱うことができることとしているので、自治体等においては引き続き適切な対応をお願いする。

三 生活困窮者自立支援法施行規則第 10 条第 5 項に基づく受給者の求職活動については、本日以降当面の間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止、学校の休校による子の監護の必要性等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問 3 - 2 ①受給中に常用就職した場合を準用することとし、受給者の求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えない。

- ・月 4 回の自立相談支援機関への相談については、その実施方法については、面談が原則であるが、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認にかえることができる。

- ・「月 2 回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週 1 回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ずることができる。

四 自治体等においては、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」（令和 2 年 3 月 3 日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）を踏まえ、庁内連携を進め包括的な支援体制の確保に努めていただくとともに、住居確保給付金の受給についての相談があった場合には、併せて上記一～三の留意事項を踏まえた柔軟な対応を図り、引き続き生活に困窮する方に対する住居確保給付金の支給及び適切な執行に努められたい。

以上

(参考1) 改正施行規則(抄)

## 第十条

法第六条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日において、離職した日又は事業を廃止した日から起算して二年を経過していないものであること。
- 二～五 (略)

(参考2) 「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの改訂について」

## 第7 住居確保給付金の支給

### 2 支給要件

#### (1) 支給要件

エ 収入要件(則第10条第3号関係)

#### ③ 収入

##### イ) 算定する収入の期間

申請日の属する月の収入で判断する。

申請日が月の途中の場合、申請日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとする。

申請日の属する月の収入が収入要件を超えている場合であっても、離職等、雇用保険の失業等給付の終了、収入の減少等により申請日の属する月の翌月から収入要件に該当することについて、提出資料等により申請者が当該事実を証明することが可能な場合は、翌月に申請があったものとして、取り扱う。

(参考3) 「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」

## 問3-2

### ① 受給中に常用就職した場合

「月4回以上の自立相談支援機関の面接等の支援」については、緩和しない。

ただし、その実施方法については、勤務時間や内容が分かる雇用契約書等の書類を提出させるとともに、聞き取りを行い、就労状況の確認を行った上で、対象者と調整し、行うこと。また、勤務状況により、どうしても困難な場合は、電話等の手段により状況を報告させるとともに、給与明細の郵送をもってかえることができることとする。

なお、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については、緩和することとする。

事 務 連 絡  
令 和 2 年 3 月 1 0 日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長

新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度  
における留意点について

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮する方の支援については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度の活用について」(令和2年3月3日 厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)が発出されているところです。当該事務連絡においては、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点から、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の部局において、生活に困窮している方であって自立相談支援機関につながっていない方を把握した時は、生活困窮者自立支援法第8条に基づき、その方に対し、自立相談支援機関への相談を促す等適切な措置を講ずるほか、庁内の連携体制を強化し、生活に困窮する方に対する包括的な支援を進めることとしており、特に住まいに困窮する方への支援については重要です。

また、生活保護制度においては、必要な方には確実に保護を実施するという制度の基本的な考え方があることから、自立相談支援機関と福祉事務所の連携及び適切な保護の実施が重要です。

このため、今般、下記のとおり、特に支援に当たって徹底していただきたい事項をとりまとめたので、各自治体におかれては、生活困窮者自立支援制度主管部局等と連携のうえ、適切な保護の実施をお願いします。併せて、都道府県におかれては管内実施機関に対し周知方をお願いします。

記

## 1 住まいに困窮する方への支援について

住まいに不安を抱える方からの相談に対しては、庁内部局や関係機関と連携し、自立相談支援機関等において幅広く受け止めていただき、必要な方には生活困窮者自立支援制度における一時生活支援事業を活用して各自治体の実施している生活困窮者・ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設における一定期間の宿泊場所や衣食の提供を進めていただきたい。また、令和元年度に施行された地域居住支援事業も活用して、例えば、住宅部局、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報を収集したり、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報を収集するなど、必要に応じて、住居に関する情報を提供することに努められたい。

また、離職等により経済的に困窮し、住居を失った又は失うおそれのある者に対する住居確保給付金については、「新型コロナウイルスに関連した生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金の活用について」（令和2年3月9日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において周知したところであり、その活用を進めていただきたい。

各自治体におかれては、こうした制度を活用すること等により、住まいに困窮する方への支援を積極的に進められたい。

## 2 自立相談支援機関と福祉事務所の連携

自立相談支援機関においては、生活保護が必要と判断される者は確実に福祉事務所につながることが必要であるとともに、福祉事務所の窓口において生活に困窮の端緒を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う必要があることから、自立相談支援機関と福祉事務所は日常的に必要な情報交換等を行うなど緊密に連携するよう改めて留意すること。

## 3 適切な保護の実施

### (1) 面接時の適切な対応

面接時の適切な対応としては、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認されたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続きの助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権が侵害されないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

### (2) 速やかな保護決定

生活に困窮する方が、所持金がなく、日々の食費や求職のための交通費等も欠く場合には、申請後も日々の食費等に事欠く状態が放置されることのないようにする必要がある。



ある。そのため、生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）等の活用について積極的に支援し、保護の決定に当たっては、申請者の窮状にかんがみて、可能な限り速やかに行うよう努めること。

なお、住居を喪失した者に対して生活保護を適用するに当たっては、申請者の状況に応じた保護を行うため、まず申請者がどのような問題（身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等）を抱えているのか十分に把握する必要がある。

特に、保護を適用する際に、居宅生活が適当であるのか、福祉的な援助等が必要であるため、保護施設等又は自立支援センターへの入所が適当であるのかを判断するためにアセスメントを十分に行われたい。

居宅生活が可能と認められる者による住居の確保を支援するため、自立相談支援機関や住宅部局、不動産関係団体と連携し、必要に応じて住居に関する情報を提供できるよう努められたい。

また、「直ちに居宅生活を送ることが困難である」と判断された者や、居宅生活が可能か否かの判断ができない者については、施設等における支援が一定の期間必要である。このため、ホームレス自立支援センターや生活困窮者一時宿泊施設等の必要な施設に繋げられるよう、関係部局と連携を図られたい。

### （3）一時的な居所の確保が緊急的に必要な場合の支援について

各実施機関においては、失業等により居所のない者から生活保護の相談・申請があり、一時的な居所を緊急的に紹介する必要がある場合に備え、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等の情報を収集されたい。

生活保護申請者が、やむを得ず一時的に上記の民間宿泊所等を利用し、生活保護が開始された場合は、その後に移った一般住宅等の家賃に要する住宅扶助費とは別に、日割り等により計算された必要最小限度の一時的な宿泊料等について、保護の基準別表第3の2の厚生労働大臣が別に定める額の範囲内で支給して差し支えないこととする。

## 4 その他

保護の実施にあたっては、下記の通知も参照としつつ、適切に対応されたい。

- （1）「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」  
（平成27年3月27日 社援保発0327第1号・社援地発0327第1号）
- （2）職や住まいを失った方々への支援の徹底について  
（平成21年3月18日 社援保発第0318001号）
- （3）「緊急雇用対策」における貧困・困窮者支援のための生活保護制度の運用改善  
（平成21年10月30日 社援保発1030第4号）
- （4）失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について  
（平成21年12月25日 社援保発1225第1号）

事務連絡  
令和2年3月11日

各 

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長

国土交通省住宅局住宅総合整備課長  
安心居住推進課長

新型コロナウイルス感染防止等に関連し住まいに困窮する方への支援について

平素より、高齢者等住宅施策の推進にご協力いただき、ありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う全国的な学校等の一斉休校や、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少するため、生活に困窮する方の支援については、既に厚生労働省から別紙のとおり「新型コロナウイルス感染防止等に関連した生活保護業務及び生活困窮者自立支援制度における留意点について」（令和2年3月10日厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課生活困窮者自立支援室長）が発出されているところですが、当該事務連絡にも記載のあるように、特に住まいに困窮する方への支援は重要です。

つきましては、各都道府県等の住宅担当部局におかれましては、民生主管部局や生活困窮者自立支援制度主管部局等と連携のうえ、下記のとおり住まいに困窮する方への支援を積極的に進めていただきますようお願い致します。

#### 記

住まいに不安を抱える方からの相談に対しては、民生主管部局や生活困窮者自立支援制度主管部局等、居住支援協議会、居住支援法人、不動産関係団体等と連携して、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の情報、住居を喪失した方や保証人が得られない方に対してアパート等をあっせんする不動産業者の情報、公営住宅をはじめとした公的賃貸住宅の情報等、住居に関する情報を提供することに努められたい。

事 務 連 絡  
令和 2 年 4 月 2 日

賃貸住宅関係団体 御中  
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

### 新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じているところです。

貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

つきましては、居住者から相談を受けた場合には、各自治体にある「住居確保給付金」の窓口である「生活困窮者自立支援制度の相談窓口（参考 1）」や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考 2）」を相談者にご紹介いただくなどの対応もお願いいたします。

なお、金融庁より金融機関に対し、賃貸事業者を含む事業者や個人の有するローンについて、返済猶予など条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう要請がなされているところであり、この点に関してもあわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます（参考 3）。

また、生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しましては、既に情報提供したところですが、家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付することとされましたので、あわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考 1）

○自立相談支援機関の相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

（参考 2）

○『新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報』

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html)

（参考 3）

○『新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ』

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

事務連絡  
令和2年4月3日都道府県  
各指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部局 御中  
中核市厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室民間賃貸住宅事業者から紹介による住居確保給付金等の相談が  
あった場合の適切な対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う景気悪化への懸念が高まる中で、生活に困窮される方への不安等に寄り添い、対応していくことが求められています。

そのような状況の中で、国土交通省において、賃貸住宅関係団体等を通じて、その所属会員企業等に対して、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応が依頼されています。具体的には、生活に困窮している居住者について、住居確保給付金の相談・申請窓口である自立相談支援機関を紹介するよう、対応がお願いされています。

については、賃貸住宅関係団体等からの紹介により、住居確保給付金等の相談があった場合には、適切に申請に結びつけるなど、住宅部局などとも連携しながら、必要な支援をお願いします。

各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくよう、よろしくお願いいたします。

別紙：「新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）」（令和2年4月2日国土交通省住宅局住宅総合整備課、国土交通省土地・建設産業局不動産課事務連絡）

## 【送付先一覧】

- （公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会
- （公財）日本賃貸住宅管理協会
- （一社）全国住宅産業協会
- （一社）不動産協会
- （公社）全国宅地建物取引業協会連合会
- （公社）全日本不動産協会
- （一社）不動産流通経営協会

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室相談支援係  
TEL：03-5253-1111（内線：2231）  
FAX：03-3592-1459

事 務 連 絡

令和2年4月3日

各都道府県・指定都市 住宅担当部長 殿

国土交通省住宅局

住宅総合整備課長

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（情報提供等）

平素より住宅政策の推進にご尽力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症における対応については、国土交通省から別添1のとおり賃貸住宅関係団体等に対して依頼していますので、その旨ご連絡します。

また、別途、厚生労働省から各都道府県・政令指定都市・中核市の生活困窮者自立支援制度主管部局に対して別添2のとおり依頼されていますので、同部局とも連携しながら、適切な対応をお願いいたします。